

和歌山大学学生規則

制 定 昭和25年 6月 1日

全部改正 平成 9年 5月 23日

最終改正 令和 5年 6月 23日

(目的)

第1条 この規則は、和歌山大学（以下「本学」という。）学生の学生生活上の諸手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(宣誓)

第2条 本学に入学しようとする者は、本学学則第8条に定める所定の誓書に署名し、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(保証人)

第3条 本学に入学しようとする者は、所定の期日までに保証人を定め、所定の保証書を学長に提出しなければならない。

2 保証人に異動があつたときは、速やかに学長に届け出なければならない。

3 保証人は、本学における学生の身上に関する一切の責任を負う。

(学生証)

第4条 学生は、入学の際学長から学生証の交付を受け、常にこれを携帯し、本学教職員の請求があつたときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

2 学生は、卒業、退学、除籍等により本学の学籍を離れたとき又は学生証の有効期限が満了したときは、直ちに学生証を学長に返還しなければならない。

3 学生は、学生証を紛失したときは、学長から再交付を受けなければならない。

4 学生は、学生証の記載事項に変更があつたとき又は汚損したときは、学生証を返還し、学長から再交付を受けなければならない。

5 学生証が再交付されたときは、それ以前発行の学生証は無効とする。

(改姓及び改籍)

第5条 学生は、改姓、改籍をしたときは、必要書類を添えて、改姓・改籍届を学長に提出しなければならない。

(住所)

第6条 学生は、その住所を学長に届け出なければならない。

2 学生は、住所を変更したときは、速やかに住所変更届を学長に提出しなければならない。

(健康診断及び健康管理)

第7条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

2 学長は、前項の健康診断の結果により、必要に応じて学生が所属する学部又は学環（以下「学部等」という。）の長に諮り、治療又は休学を命じることがある。

(科目等の履修)

第8条 学生は、科目等の履修に当たっては、所属学部等の所定の手続きを取らなければならない。

(学生団体の設立等)

第9条 学生が本学において団体を設立しようとするときは、3名以上の代表者と顧問の教員を定め、構成員名簿を添えて、所定の期日までに所定の学生団体設立届を学長に提出し、

## 学生規則

その承認を受けなければならない。

- 2 学生団体は、届け出た目的、組織等に変更が生じたとき又は解散をしようとするときは、その旨を学長に届け出なければならない。
- 3 既設の学生団体が存続を希望する場合は、所定の期日までに所定の学生団体存続届を学長に提出しなければならない。提出のない場合は、解散したものとみなす。
- 4 学生団体の行為が、届け出た目的を逸脱し、若しくは本学の機能を害し又は本学の秩序を著しく乱すと認められるときは、学長は、その団体に解散又は活動停止等を命じることがある。

(学生団体の学外の行事への参加等)

第10条 学生団体が、学外の団体に加入し、学外の行事に参加しようとするとき又は学外で行事を行おうとするときは、学長に届け出なければならない。

(学生の集会等)

第11条 学生又は学生団体は、本学において集会しようとするときは、所定の期日までに所定の学生集会届を学長に提出しなければならない。ただし、学生団体の平常の行事についてはこの限りでない。

(印刷物の配付等)

第12条 学生又は学生団体は、本学において雑誌その他印刷物を発行又は配付しようとするときは、事前に実物2部を添えて所定の様式に従って学長に届け出なければならない。

(掲示物等)

第13条 学生又は学生団体は、本学において文書、ポスター等(以下「掲示物等」という。)を掲示しようとするときは、当該掲示場所を管理する者の許可を受けなければならない。

- 2 掲示物等は、許可された掲示場所に掲示しなければならない。
- 3 掲示物等の掲示期間は、原則として1か月以内とし、掲示期間が過ぎたとき又は掲示する必要が無くなったときは、直ちに撤去しなければならない。

(本学の名称の使用)

第14条 学生又は学生団体が、学外において本学の名称を使用しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(学内施設の使用)

第15条 学生又は学生団体が、集会又は行事のため本学の施設を使用しようとするときは、その使用場所を管理する学長等に所定の施設使用願を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の施設を使用するときは、当該施設の使用規則等を遵守しなければならない。

(物品等の使用)

第16条 学生又は学生団体が、本学の物品等を使用しようとするときは、所定の手続きにより学長等の許可を受けなければならない。

(諸証明)

第17条 学生は、学生旅客運賃割引証、学業成績証明書、卒業・修了証明書、卒業・修了見込証明書、在学証明書、その他証明書の交付を受けようとするときは、所定の交付願を学長等に提出しなければならない。

(雑則)

第18条 大学院学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生については、別に定めるもののほか、この規則を準用する。

第19条 この規則に定めるもののほか、学生生活上の手続き等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年5月23日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年10月30日一部改正）

この改正規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月16日一部改正）

この改正規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第136号）

この改正規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1343号）

この改正規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1718号）

この改正規則は、平成27年12月25日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2134号）

この改正規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2589号）

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2628号）

この改正規則は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。